

平成22年7月
在デトロイト日本国総領事館

ミシガン州トロイ市の不適切運転禁止条例

ミシガン州トロイ市では DISTRACT DRIVING ORDINANCE が可決され、7月29日から携帯電話等のテキストメッセージの使用、その他の不適切運転を禁止する条例が施行されます。

禁止事項：

- ① テキストメッセージの送信及び受信に関する行為（any activity であり、ミシガン州法が禁止している行為よりも広い）。
- ② 携帯電話を手に持って行うボイスメッセージの送信又は受信に関する行為。
- ③ その他適切な運転を損なうおそれのある行為。例として、少なくとも一方の手でハンドルを操作しない（両手をハンドルから離れた状態）で行う食事、読むこと、書くこと、化粧／整髪を行うこと、ペット又は同乗者と身体的に戯れること及び荷物をしっかりと安定させないこと等があげられているが、これらの例示に限定されるものではない。

違反種別：第一種違反（他の違反行為がなくても上記の行為だけを理由に停止を命じることが出来る違反）

詳しくは以下のトロイ市役所ウェブサイトを確認してください。

<http://troymi.gov/DistractedDrivingOrdinance.pdf>